

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案参照条文

○地方税法（抄）

（昭和二十五年七月三十一日）

（法律第二百二十六号）

（特別土地保有税の非課税）

第五百八十六条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。

2| 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一 一の二十三 （略）

一 の二十四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に従って実施される同法第四条第四項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを行う同法第十七条第一項に規定する認定特定事業者で政令で定めるものが当該特定事業又は当該特定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

一 の二十五 一の三十四 （略）

二 の三十 （略）

3・4 （略）

第七百条の六 道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付があつた場合及び第七百条の二十二第四項又は第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一〇四 (略)

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 指定都市等は、国及び非課税独立行政法人並びに法人税法第二条第五号の公共法人(独立行政法人であるものを除く。)に対しては、事業所税を課することができない。

2 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。

一〇二十一 (略)

二十二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第六項に規定する貨物運送取扱事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第九項に規定する第二種利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第二種利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需要に応じてするものを除く。))に係る部分に限る。)を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十三〇二十八 (略)

四〇一一 (略)

附則

(新增設に係る事業所税の非課税)

第三十二条の四 指定都市等は、事業所用家屋で総合保養地域整備法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第七条第一項に規定する同意基本構想(平成九年三月三十一日までに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)第八十八条の規定による改正前の総合保養地域整備法(以下本項において「旧総合保養地域整備法」という。))第五条第四項の規定による承認(当該承認を受けた日から平成十五年三月三十一日までの間に行われる旧総合保養地域整備法第六条第一項の規定による承認及び総合保養地域整備法第六条第一項の規定による同意を含む。)を受けたものに限る。)に従つて設置された同法第二条第二項に規定する特定民間施設で政令で定めるものに係るものの新築で当該特定民間施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築が当該同意基本構想に係る旧総合保養地域整備法第五条第四項の規定による承認を受けた日から十六年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税(同条第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下本条及び附則第三十二条の九において同じ。)を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

25 (略)

○道路交通事業抵当法 (抄)

(昭和二十七年六月二十日)

(法律第二百四号)

(免許又は許可に基づく権利義務の承継)

第十八条 前条の代金の納付があつたときは、買受人は、その時において免許又は許可に基づく権利義務を承継する。ただし、買受人が道路運送法第七条各号、貨物自動車運送事業法第五条各号、道路運送法第四十九条第二項各号、自動車ターミナル法第五条各号又は貨物運送取扱事業法第五条各号の一に該当する者であるときは、国土交通大臣は、当該免許又は許可を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の免許に基く権利義務を承継した者に対し、事業を休止することができる期間を指定することができる。

第二十条 この法律に規定する国土交通大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

○租税特別措置法（抄）

（昭和三十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

（商業施設等の特別償却）

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日（同表の第六号から第九号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる法人及び同表の第六号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	資産	割合
----	----	----

(略)	八 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四条第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業を実施するもののうち政令で定めるもの	(略)
(略)	認定特定事業計画に係る当該貨物運送効率化事業の用に供される建物等で政令で定めるもの	(略)
(略)	百分の八	(略)

2 (略)

○中小企業等協同組合法 (抄)

(昭和二十四年六月一日)

(法律第八十一号)

(所管行政庁)

第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第二項及び第七十四条第二項(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業(政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において

同じ。)以外のものにあつては、その主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二〇六 (略)

2〇6 (略)

○自動車の保管場所の確保等に関する法律(抄)

(昭和三十七年六月一日)

(法律第四百四十五号)

第三条 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第十一条第一項を除き、以下同じ。)を確保しなければならない。

(適用除外等)

第十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(以下「自動車運送事業

」という。)又は貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第九項に規定する第二種利用運送事業(自動車を
使用して貨物の集配を行うものに限る。以下「第二種利用運送事業」という。)の用に供する自動車については、第四条から

第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定を適用せず、その保管場所の確保に関しては、この法律に定めるものほか、道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）若しくは貨物運送取扱事業法又はこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。

2| 自動車運送事業又は第二種利用運送事業の用に供する自動車（以下「運送事業用自動車」という。）の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるときは、当該事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。

3
4 （略）

○労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（抄）

（平成四年七月二日）

（法律第九十号）

（労働時間短縮実施計画の承認）

第八条 同一の業種に属する二以上の事業主であつて、労働時間の短縮の円滑な実施を図るため、営業時間の短縮、休業日数の増加その他の労働時間の短縮が見込まれる措置（以下「労働時間短縮促進措置」という。）を実施しようとするものは、共同して、実施しようとする労働時間短縮促進措置に関する計画（以下「労働時間短縮実施計画」という。）を作成し、これを

厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に提出して、その労働時間短縮実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 労働時間短縮実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 労働時間短縮促進措置の実施により達成しようとする目標

二 労働時間短縮促進措置を実施する事業場

三 労働時間短縮促進措置の内容及びその実施時期

四 その他省令で定める事項

3 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その労働時間短縮実施計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が同項第二号に掲げる事業場の労働者の労働時間等に関する実情に照らして適切なものであること。

二 前項第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために必要かつ適切なものであること。

三 一般消費者及び関連事業主の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

四 当該労働時間短縮実施計画の実施に参加し、又はその実施から脱退することを不当に制限するものでないこと。

4 厚生労働大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、第三項の承認をするに当たっては、同項第一号に規定する労働者の意見を聴くように努めるものとする。

(都道府県が処理する事務等)

第十三条の二 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
(抄)

(平成四年六月三日)

(法律第七十号)

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、政令で定めるもの(以下この条において「対象自動車」という。)を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、主務省令で定めるところにより、第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車(以下この条及び第十九条第一項において「特定自動車」という。)に係るものの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十条 都道府県知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自動車運送事業者等に関する特例)

第二十一条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種利用運送事業を営業者に対する第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定の適用については、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十七条の規定による同条の計画の提出又は同項の規定により読み替えて適用される第十八条の規定による報告があったときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

3 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定により読み替えて適用される第十六条、第十九条又は第二十条第一項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を、環境大臣の要請を受けて講じたものにあつては環境大臣に、都道府県知事の要請を受けて講じたものにあつては当該都道府県知事に通知するものとする。

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(抄)

(平成十年六月三日)

(法律第九十二号)

(定義)

第四条 (略)

2・3 (略)

4| この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一〜四 (略)

五| 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

イ| 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

(1) 貨物の積卸しのための施設

(2) 上屋又は荷さばき場

(3) (ニ)又は(ロ)に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、国土交通省令で定めるもの

六 (略)

5 (略)

○国土交通省設置法（抄）

（平成十一年七月十六日）

（法律第百号）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十八 (略)

十九 貨物運送取扱事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。

二〇〇百二十八 (略)